ご契約にあたって

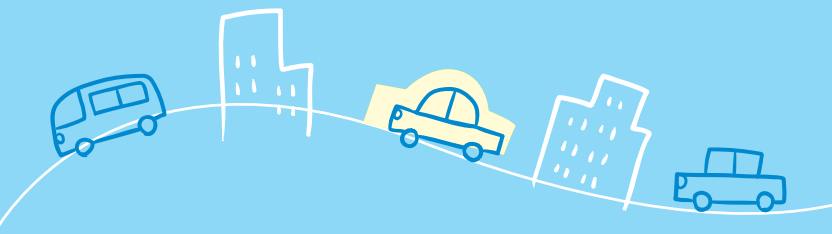

自動車の保険について

自動車に関する保険は法律で加入が義務付けられている強制保険（自動車損害賠償責任保険。以下「自賠責保険」といいます。）と任意にご加入いただく任意保険（自動車保険）の大きく2種類に分かれています。

自動車の保険

強制保険
法律で加入が義務付けられています。

任意保険
任意にご加入いただく保険です。

自賠責保険

自賠責保険は、自動車事故の被害者救済が目的の保険であり、補償される範囲は対人事故の賠償損害のみになります。
補償額は、被害にあわれた方1人につき、それぞれ死亡の場合は最高で3,000万円、後遺障害の場合は最高で4,000万円、傷害の場合は最高で120万円となります。

自動車保険

自動車保険は、対人事故の賠償損害につき、自賠責保険だけでは足りない部分を上乗せで補償します。
対物事故の賠償損害や自動車を運転する人のけが、自動車自体の損害などは、自賠責保険では補償されず自動車保険で補償されます。

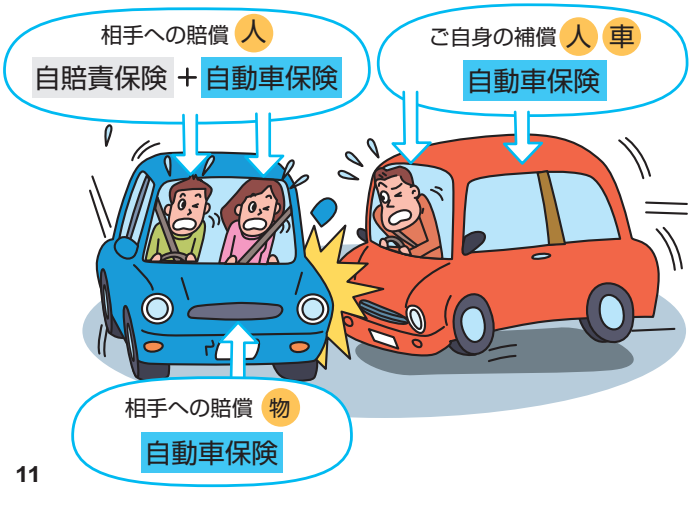

損保ジャパンの自動車保険

ONE Step

ONE-Step（個人用自動車総合保険）は記名被保険者が個人のお客さま専用の自動車保険です。

●ご契約の対象となる自動車

（1）自家用普通乗用車
（2）自家用小型乗用車
（3）自家用軽四輪乗用車
（4）自家用小型貨物車
（5）自家用軽四輪貨物車
（6）自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下）
（7）自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下）
（8）特種用途自動車（キャンピング車）

●特徴

対人賠償責任保険、対物賠償責任保険、人身傷害補償保険がセットされています。車両保険などの補償はお客さまのご希望により補償の有無を選択することができます。

SUP（自動車総合保険）

ドライバー保険

ご注意

総契約台数10台以上のご契約者（「フリート契約者」といいます。）の場合、ONE-Step（個人用自動車総合保険）でのご契約はできません。
この場合、SUP（自動車総合保険）でのご契約となりますので取扱代理店または当社にご相談ください。

約款について

1 約款とは

お客さまと保険会社のそれぞれの権利・義務など保険契約の内容を詳しく定めたもので、「普通保険約款」と「特約条項」から構成されています。

普通保険約款は、次の①②から構成されています。
①基本的な補償内容を定めた 賠償責任条項（対人・対物） 人身傷害補償条項 車両条項
②保険契約の成立・終了・管理や事故時の対応などに関する権利・義務を定めた 一般条項

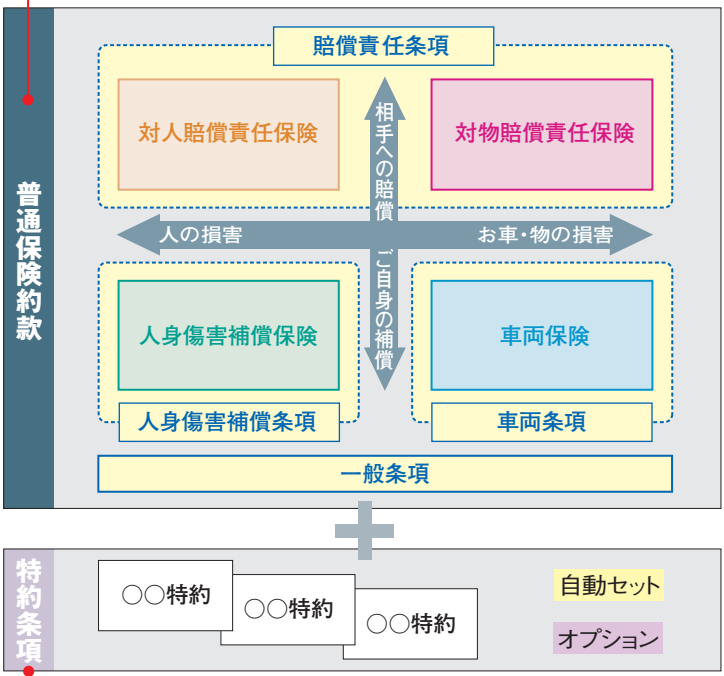

特約条項は、普通保険約款に定められた基本的な補償内容や契約条件を補充・変更・削除・追加するもので次の2種類があります。
自動セット の特約：ご契約の内容により必ず付帯される特約
オプション の特約：ご希望により付帯することができる特約

普通保険約款

詳しくは50ページ以降をご確認ください。

1.基本的な補償内容を定めた条項

第1章 賠償責任条項 （対人・対物）	ご契約の自動車を運転中の事故などにより、他人の生命または身体を害したり、他人の自動車や物を壊したりした場合に、法律上の賠償責任を負担することによる損害に対して保険金をお支払いします。ただし、対人賠償責任保険については自賠責保険などで支払われる金額を超過した部分にかぎります。 ・対人賠償責任保険 ・対物賠償責任保険　に区分されます。
第2章 人身傷害補償条項	自動車の運行に起因する事故などにより、被保険者が身体に傷害を被ることによって、被保険者などが被る損害に対して保険金をお支払いします。
第3章 車両条項	事故などによるご契約の自動車の損害に対して保険金をお支払いします。

【主な記載内容】

・保険金をお支払いする場合
・被保険者（補償の対象となられる方）
・保険金をお支払いできない場合
・お支払いする保険金の計算方法　など

2.保険契約の成立・終了・管理や事故時の対応などに関する権利・義務を定めた条項

第4章 一般条項	保険契約の成立・終了・管理や事故時の対応に関して、お客さまの権利・義務や当社の権利・義務などを定めた条項で、上記の補償内容を定めた各条項に共通して適用されます。

【主な記載内容】

・告知義務（保険契約締結時に告知していただくべき事実と、義務違反のあった場合の取扱い）
・通知義務（ご契約期間中に通知していただくべき事実と、事実が発生した場合の補償の取扱い）
・ご契約の自動車を譲渡した場合や他の自動車に買い替えられた場合などの取扱い
・当社から保険契約を解除させていただくケースと解除した場合の契約の効力
・当社が保険料を追加請求させていただく場合、返還させていただく場合の取扱い
・事故が発生した場合のお客さまの義務と義務違反があった場合の取扱い
・当社の保険金支払義務
・保険金請求権の時効　など

特約条項

詳しくは119ページ以降をご確認ください。
なお、概要は「ONE-Stepの補償内容　2 主な特約の概要」（25ページ）をご確認ください。

2 約款をご覧いただくにあたっての注意事項

約款の文中で下線のある用語については、普通保険約款の各条項および各特約の冒頭で、<用語の定義>として、わかりやすくご説明しております。なお、各特約において共通で使用されている用語については、P119の<用語の定義>でご説明しております。

各特約で個別に使用されている用語

4-5 搭乗者傷害特約（部位・症状別定額払）

この特約において使用される用語の定義は、次のとおりとします。

用　　語	定　　義
医療保険金	治療給付金および入通院給付金をいいます。
保険金額	保険証券記載の保険金額をいいます。

第１条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第２条（この特約による支払責任）

(1)　当会社は、被保険者が次の①または②のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害（ガス中毒を含みます。以下同様とします。）を被った場合は、この特約に従い、保険金（死亡保険金、後遺障害保険金、重度後遺障害保険金および医療保険金をいいます。以下同様とします。）を支払います。

①　契約自動車の運行に起因する事故

②　契約自動車の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発または契約自動車の落下

(2)　(1)の傷害には、日射、熱射または精神的衝動による障害および被保険者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものを含みません。

共通で使用されている用語

P119

特約条項

用語の定義

この保険契約に適用される特約において使用される用語の定義は、次のとおりとします。

用　　語	定　　義
記名被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
契約自動車	保険証券記載の自動車をいいます。
自賠責保険等	自動車損害賠償保障法に基づく保険金の支払済をいいます。

3 用語のご説明

1.保険契約上の権利・義務に関わる人についての用語

用　語	解　説
契約者	ご契約の当事者として、保険契約の締結や保険料のお支払いなど、保険契約上のいろいろな権利・義務を持たれる方で、保険証券などの保険契約者欄に記載されている方をいいます。
被保険者	保険契約の補償の対象になる方をいいます。
記名被保険者	ご契約の自動車を主に使用される方で、保険証券などの記名被保険者欄に記載されている方をいいます。
所有者（車両所有者）	自動車を所有されている方で、保険証券などの車両所有者欄に記載されている方をいいます。 また、車両所有者は、原則として自動車検査証などの所有者欄に記載されている方となります。
保険金請求権者	当社に保険金の支払いを請求することができる方をいいます。

2.保険契約上の主な専門用語

用　語	解　説
告知義務	ご契約時に、当社に保険申込書の記載事項について知っている事実を告げ、また、正しい事実を告げなければならないという、ご契約者・記名被保険者などの義務のことをいいます。
通知義務	ご契約後やご契約期間の中途にご契約の内容に変更が生じた場合、その事実・変更内容を書面で当社に伝え、その承認を受けなければならないという、ご契約者・被保険者の義務のことをいいます。
解除	当事者からの意思表示によって、ご契約の効力を解除時点から将来に向かって失わせることをいいます。なお、ご契約者からの意思表示による解除のことを解約ということがあります。
無効	ご契約のすべての効力がご契約締結時から生じなかったものとして取り扱うことをいいます。
保険料	ご契約いただく保険契約の内容に応じて、ご契約者にお支払いいただく掛け金のことをいいます。
保険金	自動車事故により損害が生じた場合などに、当社が被保険者または保険金請求権者にお支払いする補償額のことをいいます。
契約自動車	保険証券記載の自動車のことをいいます。
保険価額	その損害が生じた地および時におけるご契約の自動車の価額（ご契約の自動車と同一車種、同年式で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額）のことをいいます。
協定保険価額	ご契約者または車両保険の被保険者と当社がご契約の自動車の価額として保険契約締結時に協定した価額をいい、保険契約締結時におけるご契約の自動車と同一の用途、車種、車名、型式、仕様および初度登録年月または初度検査年月の自動車の市場販売価格相当額により定めます。
保険金額	保険金をお支払いする事故が生じた場合に、当社がお支払いする保険金の限度額（補償限度額）のことをいいます。
新車価格相当額	保険契約締結時における、ご契約の自動車の新車での市場販売価格相当額のことをいいます。

用　語	解　説
市場販売価格相当額	ご契約の自動車と同一車種・車名・型式・仕様・初度登録年月または年式で同一損耗度の自動車を自動車販売店などがお客さまに販売する店頭渡現金販売価格相当額をいいます。税金、保険料、登録などに伴う費用などは市場販売価格には含まれません。ただし消費税は市場販売価格に含まれます。
未経過期間	ある時点からご契約期間の末日までの残りの期間のことをいいます。
既経過期間	ご契約期間の初日からある時点までの既に経過した期間のことをいいます。
免責	保険会社は保険事故が発生した場合には、保険契約に基づいて保険金支払いの義務を負いますが、特定の事柄が生じたとき（たとえば、保険契約者などの故意、戦争、地震、噴火、津波等による事故などによる損害）は例外としてその義務を免れることをいいます。
免責金額	損害保険金の支払額の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。

3.保険契約上の用法として特にご注意いただきたい用語

用　語	解　説
同居	・同一家屋に居住していることであり、同一生計や扶養関係の有無は問いません。 ・同一家屋とは、建物の主要構造部のうち、外壁、柱、小屋組、はり、屋根のいずれをも独立して具備したものをいいます。ただし、台所などの生活用設備を有さない「はなれ」、「勉強部屋」などは同一家屋として取り扱います。 【別居として取り扱う例】 ・マンションなどの集合住宅で、各戸室の区分が明確な場合（賃貸・区分所有の別を問いません。） ・同一敷地内であるが、別家屋で居住している場合（生計の異同を問いません。） ・単身赴任の場合 ・就学のために下宿している子（住民票記載の有無は問いません。）
親族	記名被保険者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族のことをいいます。
未婚の子	これまでに法律上の婚姻歴がない子をいいます。
用途・車種	用途とは、自家用または営業用（事業用）の自動車の使用形態の区分をいい、車種とは、普通乗用車、小型乗用車、小型貨物車などの自動車の種類の区分をいいます。なお、用途・車種の区分は、原則として登録番号標または車両番号標の分類番号および塗色に基づき当社が定める区分によるものとなります。 ※自動車検査証などの記載内容と同一であるとはかぎりません。 ※このしおりで、自家用8車種とは以下の用途・車種をいいます。 ①自家用普通乗用車　②自家用小型乗用車 ③自家用軽四輪乗用車　④自家用小型貨物車 ⑤自家用軽四輪貨物車　⑥自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下） ⑦自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下） ⑧特種用途自動車（キャンピング車）

用　語	解　説
配偶者	法律上の婚姻の相手方をいい、原則として内縁を含みます。 ※内縁とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻の意思をもち、社会的に事実上の夫婦共同体として婚姻状態にある関係をいいます。

4.その他の用語

用　語	解　説
付属品	自動車の付属品とは、自動車に定着（ボルト、ナット、ねじなどで固定されており、工具などを使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。）または装備（自動車の機能を十分に発揮させるために備品として備え付けられている状態をいいます。）されているものをいいます。 なお、車室内でのみ使用することを目的としてご契約の自動車に固定されているカーナビゲーションシステム、ETC車載器などは、固定の方法がボルトなど以外であっても付属品として取り扱います。 【付属品としてお取り扱いするもの】（例） ・自動車に定着されているステレオ・カーナビゲーションシステムなど ・自動車に装備されているスペアタイヤ（1本）、標準工具など ・法令等により自動車に定着または装備されている消火器、座席ベルトなど ・オイル類のうち、潤滑油、バッテリーの電解液など 【付属品とならないもの】（例） ※自動車に定着または装備されたものであっても車両保険の対象となりません。 ・燃料／ガソリン、軽油、プロパンガス（LPG）など ・法令等により自動車に定着または装備することを禁止されているもの、エアスポイラー（法令に違反するもの）、オーバーフェンダー（標準装備のものおよび陸運支局の許可を得たものを除きます。） ・通常装飾品とみなされるもの マスコット類、クッション、花びん、膝掛など ・その他の自動車用品／洗車用品、ボディーカバーなど
急激かつ偶然な外来の事故による傷害	突発的な予知されない出来事による傷害をいい、疾病は除外されます。ご契約の自動車が他の自動車や電柱に衝突した場合、崖から転落した場合などの通常の自動車事故による傷害はこれにあたります。
法令により定められた運転資格を持たない状態	たとえば、次のいずれかに該当する方が自動車を運転されている状態をいいます。 ・道路交通法など法令に定められた運転免許を持たない方 ・運転免許効力の一時停止処分を受けている方 ・運転免許によって運転できる自動車の種類に違反している方 （注）免許証記載事項の変更届出中、紛失などによる再交付申請中または免許証不携帯中の方は、運転免許を持たない方に該当しません。
競技、曲技または試験のために使用すること 競技、曲技または試験を行うことを目的とする場所において使用すること	競技とは、ロードレース（山岳ラリー、タイムラリー）やサーキットレースなどをいい、これらのレースに出場するための練習も含まれます。 曲技とは、サーカス、スタントカーなどをいい、これらのための練習も含まれます。 試験とは、自動車メーカーなどが行う自動車の性能テストなどをいいます。 また、競技、曲技または試験を行うことを目的とする場所（サーキットコース、テストコースなど）での走行会なども含まれます。

ONE-Stepの補償内容

1 基本的な補償内容（普通保険約款）

対人賠償責任保険

1-1 50ページ

補償の概要

ご契約の自動車を運転中の事故などにより、他人の生命または身体を害した場合に、法律上の賠償責任を負担することによる損害に対して保険金をお支払いします。ただし、自賠責保険などで支払われる金額を超過した部分にかぎります。

被害者1名につき※損害賠償額を保険金額を限度としてお支払いします。

※「1名につき」とは、お支払い対象者（被害者）それぞれに対する保険金額であることを意味します。

事故の相手（被害者）が死亡または3日以上の入院となった場合は、保険金に加えて右記の金額を臨時費用保険金としてお支払いします。

- ●死亡の場合‥‥15万円
- ●3日以上入院の場合‥3万円

（注1）被害者1名についての最低保険金額は5,000万円とします。5,000万円を超える場合、2億円までは1,000万円の整数倍の金額で定め、2億円超は無制限とします。
（注2）被保険者が負担する損害賠償額は、被害者の損害額および過失割合に従って決まります。

補償の対象となる方

（1）記名被保険者
（2）記名被保険者の配偶者（内縁を含みます。以下同様とします。）
（3）記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
（4）記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
（5）記名被保険者の承諾を得てご契約の自動車を使用または管理中の方。ただし、モータービジネス業者（自動車修理業者など）の方が業務として受託したご契約の自動車を使用または管理している間を除きます。
（6）記名被保険者の使用者。ただし、記名被保険者がご契約の自動車をその使用者の業務に使用している場合にかぎります。

保険金をお支払いできない主な場合については31ページをご確認ください。

対物賠償責任保険

1-1 50ページ

補償の概要

ご契約の自動車を運転中の事故などにより、他人の自動車や物を壊した場合に、法律上の賠償責任を負担することによる損害に対して保険金をお支払いします。

1事故につき※損害賠償額を保険金額を限度としてお支払いします。

※「1事故につき」とは、事故1回ごとそれぞれに対する保険金額であることを意味します。
(注1) 1事故について最低保険金額は200万円とします。200万円を超える場合、1億円までは100万円の整数倍の金額で定め、1億円超は無制限とします。ただし、ご契約の内容によっては無制限と設定できない場合があります。
(注2) 被保険者が負担する損害賠償額は、被害者の損害額および過失割合に従って決まります。

補償の対象となる方

(1) 記名被保険者
(2) 記名被保険者の配偶者（内縁を含みます。以下同様とします。）
(3) 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
(4) 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
(5) 記名被保険者の承諾を得てご契約の自動車を使用または管理中の方。ただし、モータービジネス業者（自動車修理業者など）の方が業務として受託したご契約の自動車を使用または管理している間を除きます。
(6) 記名被保険者の使用者。ただし、記名被保険者がご契約の自動車をその使用者の業務に使用している場合にかぎります。

保険金をお支払いできない主な場合については31ページをご確認ください。

人身傷害補償保険

1-2 60ページ

補償の概要

自動車の運行に起因する事故などにより、被保険者が身体に傷害を被ることによって、被保険者などが被る損害に対して保険金をお支払いします。

（注1）損害額（治療費・休業損害・精神的損害など）は、約款に定められた基準に従い当社で算出します。
（注2）1名についての最低保険金額は3,000万円とします。3,000万円を超える場合、2億円までは1,000万円の整数倍の金額で定め、2億円超は無制限とします。

■補償範囲

ご加入方法	ご契約の自動車に搭乗されている方	お客さまご自身およびご家族の方			
	ご契約の自動車搭乗中の事故への補償	他の自動車※1搭乗中の事故への補償	歩行中の自動車事故への補償	交通乗用具※2での事故への補償	犯罪被害事故への補償
搭乗中および車外危険補償	○	○	○	○	○
搭乗中のみ補償	○	×	×※3	×	※4

※1 「他の自動車」には次の自動車は含まれません。
・記名被保険者、その配偶者またはこれらの方の同居の親族が所有し、または主に使用する自動車
・二輪自動車　・原動機付自転車
※2 交通乗用具とは、電車・自転車・航空機・船舶・エレベーターなどをいいます。
※3 車両所有者がご契約の自動車にひかれた場合など一部補償されます。
※4 ご契約の自動車に搭乗中の事故に限定して補償されます。

人身契約自動車搭乗中のみ特約 4-4 （129ページ）が付帯されている場合は、ご契約の自動車に搭乗中の事故に限定して補償します。

お客さまご自身またはご家族のいずれかの方が、人身傷害補償保険の適用された自動車保険を既にご契約の場合、補償が重複することがあります。この場合、「人身契約自動車搭乗中のみ特約」を付帯することにより補償の重複をなくすことができます。
（注）記名被保険者によってご家族の範囲が異なることがありますので、既にご契約の自動車保険と記名被保険者が異なる場合は、ご家族の範囲にご注意ください。

補償の対象となる方

（1）記名被保険者
（2）記名被保険者の配偶者（内縁を含みます。以下同様とします。）
（3）記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
（4）記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子
（5）上記以外の方で、ご契約の自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内（隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。）に搭乗中の方
（6）（1）～（5）に定める方のほか、次の①または②のいずれかに該当する方。ただし、これらの方がご契約の自動車の運行に起因する事故により身体に傷害を被り、かつ、それによってこれらの方に生じた損害について自動車損害賠償保障法第3条に基づく損害賠償請求権が発生しない場合にかぎります。
①ご契約の自動車の保有者
②ご契約の自動車の運転者

（注1）モータービジネス業者（自動車修理業者など）の方がご契約の自動車を業務として受託している場合は、これらの方は被保険者に含みません。
（注2）極めて異常かつ危険な方法でご契約の自動車または他の自動車に搭乗している方は被保険者に含みません。
（注3）人身契約自動車搭乗中のみ特約が付帯されている場合は、（1）～（5）の方についてご契約の自動車搭乗中の事故に限定して補償します。

お支払いする保険金

人身傷害事故によるさまざまな出費を補償します。

お支払いの対象となる損害例

治療費などの実費

入院に伴う諸費用
通院にかかる交通費

逸失利益

精神的損害

将来の介護料

入院・通院された場合	治療費などの実費	＋	休業損害 働けない間の収入	＋	精神的損害			など
後遺障害を被られた場合	治療費などの実費	＋	逸失利益 労働能力を喪失したことにより失った将来の収入	＋	精神的損害	＋	将来の介護料	など
お亡くなりになった場合	治療費などの実費	＋	逸失利益 お亡くなりになったことにより失った将来の収入	＋	精神的損害	＋	葬儀費用	など

ご注意　これらの損害額は、約款に定められた基準に従い当社で算出します。

保険金をお支払いできない主な場合については32ページをご確認ください。

車両保険

1-3 67ページ

【ご契約の自動車と物の衝突】
（単独事故）

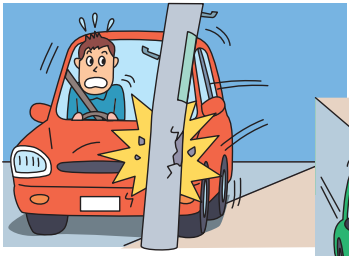

【ご契約の自動車と相手自動車の衝突】
（車対車事故）

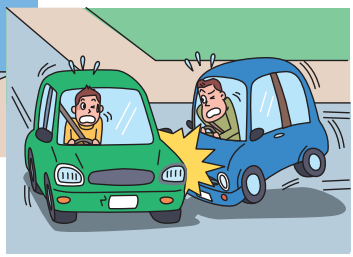

補償の概要

事故などによるご契約の自動車の損害に対して保険金をお支払いします。

一般条件	ご契約の自動車が盗難または衝突・接触・火災・爆発・台風・洪水・いたずら・飛び石などの偶然な事故によって損害を被った場合に保険金をお支払いします。
車対車＋A	ご契約の自動車が相手自動車との衝突・接触によって損害を被り、相手自動車とその運転者または所有者が確認された場合および火災・爆発・盗難・台風・洪水・いたずら・飛び石などによって損害を被った場合にかぎり保険金をお支払いします。

■補償範囲

ご加入方法	他の自動車との衝突	盗難事故	火災・台風など	単独事故	あて逃げ
一般条件	○	○※2	○	○	○
車対車＋A	○※1	○※2	○	×	×

※1 相手自動車（ご契約の自動車と所有者が異なる場合にかぎります。）とその運転者または所有者が確認された場合にかぎり補償されます。
※2 契約自動車の盗難事故対象外特約 5-7（150ページ）が付帯されている場合は補償されません。

補償の対象となる方

ご契約の自動車の所有者

お支払いする保険金

ケース	お支払いする保険金
全損の場合 （修理できない場合、または修理費が協定保険価額以上となる場合）	ご契約時にお決めいただいた協定保険価額（自動車の時価額）をお支払いします。また臨時費用保険金として、協定保険価額の10%（20万円限度）をお支払いします。
分損の場合 （全損以外の場合）	損害額から免責金額（自己負担額）を差し引いた金額を保険金額を限度にお支払いします。

（注）上記のほか、ご契約の自動車が走行不能となった場合に要する応急処置費用、運搬費用または引取費用などを、保険金額とは別枠でお支払いします。ただし、上記保険金を支払うべき場合にかぎるものとし、1回の事故につき、15万または保険金額の10%のどちらか高い額を限度とします。

【車両保険金額（協定保険価額）】

協定保険価額は、当社が別に定める「自動車保険車両標準価格表」などに従い、ご契約の自動車と同一の用途・車種・車名・型式・仕様・初度登録年月の自動車の市場販売価格相当額により、5万円の整数倍の金額でお決めいただきます。

保険金をお支払いできない主な場合については32ページをご確認ください。

2 主な特約の概要

主な特約の概要を掲載しています。補償内容など詳しくは119ページ以降をご確認ください。

種類	特約名称	特約の付帯方法
相手への賠償に関わる特約	**対物全損時修理差額費用特約**	オプション
ご自身・搭乗者などの補償に関わる特約	**人身交通乗用具危険特約**	自動セット 人身契約自動車搭乗中のみ特約が付帯されていないご契約に必ず付帯されます。
	人身犯罪被害事故特約	自動セット すべてのご契約に必ず付帯されます。
	人身家族おもいやり特約 正式名称：人身家族支援保険金特約	オプション
	人身契約自動車搭乗中のみ特約	オプション
	搭乗者傷害特約（部位・症状別定額払）	オプション
	部位・症状別定額払医療保険金倍額特約	オプション
	無保険車傷害特約	自動セット すべてのご契約に必ず付帯されます。

自動セット：ご契約の内容により必ず付帯される特約

オプション：ご希望により付帯することができる特約

概　　要	約款番号 ページ
対物事故で相手の自動車の修理費が時価額を超え、被保険者がその差額を負担した場合、被保険者が実際に負担した差額を保険金としてお支払いする特約です。ただし、修理費と時価額の差額部分に被保険者の過失割合を乗じた額または50万円のいずれか低い額を限度とします。	3-1 122ページ
電車・自転車・航空機・船舶・エレベーターなどの交通乗用具の運行に起因する事故などを人身傷害事故として、人身傷害補償保険に従い保険金をお支払いする特約です。	4-1 124ページ
人の生命または身体を害する意図をもって行われた犯罪加害行為により被保険者の生命または身体が害される事故を人身傷害事故として、人身傷害補償保険に従い保険金をお支払いする特約です。	4-2 126ページ
人身傷害補償保険の支払対象となる事故で、被保険者が所定の重い後遺障害を被り、かつ介護が必要な状態と認められる場合、介護支援保険金をお支払いする特約です。また、扶養者である被保険者の、死亡または所定の重い後遺障害の場合で19歳未満の被扶養者がいるときに、子育て支援保険金をお支払いする特約です。	4-3 127ページ
人身傷害補償保険の支払対象となる事故をご契約の自動車に搭乗中の事故に限定する特約です。	4-4 129ページ
ご契約の自動車に搭乗中の方が、自動車事故により死傷したり、後遺障害を被ったりした場合に、死亡保険金・後遺障害保険金・重度後遺障害保険金・医療保険金をお支払いする特約です。 医療保険金のうち治療給付金は、医師の治療を受けた場合に1回の事故につき1万円をお支払いします。医療保険金のうち入通院給付金は、入通院日数が5日以上となった場合に、傷害の部位と症状別にあらかじめ定めた金額をお支払いします。	4-5 129ページ
搭乗者傷害特約（部位・症状別定額払）の医療保険金（入通院給付金・治療給付金）を倍額にしてお支払いする特約です。	4-6 135ページ
自動車事故で死亡したり、後遺障害を被ったりした場合で、相手自動車が無保険車などで、十分な賠償が受けられないときに保険金をお支払いする特約です。（歩行中のご本人・ご家族も補償します。）	4-8 136ページ

種類	特約名称	特約の付帯方法
ご自身の自動車の補償に関わる特約	車両新価特約	オプション
	車両全損修理時特約	オプション
	車対車自己負担なし特約	オプション
	車対車衝突危険限定特約	オプション
	車両危険限定特約（A）	オプション
	契約自動車の盗難事故対象外特約	オプション
	車両保険の適用範囲に関する特約	自動セット タンク車またはふん尿車などホースを付属する自動車で車両保険を適用したご契約に必ず付帯されます。
	事故時代車費用特約	オプション
	宿泊・移動費用特約	自動セット 車両保険を適用したご契約に必ず付帯されます。
その他の補償などに関わる特約	車両無過失事故に関する特約	自動セット 車両保険を適用したご契約に必ず付帯されます。
	等級プロテクト特約	オプション

自動セット：ご契約の内容により必ず付帯される特約

オプション：ご希望により付帯することができる特約

概　　要	約款番号 ページ
ご契約の自動車が全損になった場合、または修理費が新車価格相当額の50%以上となった場合で、自動車を再取得されたときに、所定の金額を限度に再取得費用に再取得時諸費用保険金を加えてお支払いする特約です。 (注1) 盗難による損害はこの特約の対象外です。 (注2) リースカーを対象とする契約にはこの特約は付帯できません。	5-1 142ページ
ご契約の自動車が全損になり、実際に修理された場合は、協定保険価額に50万円を加えた額を限度として保険金(修理費)をお支払いする特約です。	5-2 146ページ
相手自動車との衝突・接触事故(相手自動車の確認が条件となります。)により車両保険の保険金をお支払いする場合に、免責金額が5万円のときは免責金額を差し引かないこととする特約です。	5-3 147ページ
車両保険の支払対象となる事故を、ご契約の自動車が相手自動車との衝突・接触によって損害を被り、相手自動車とその運転者または所有者が確認された場合の事故に限定する特約です。	5-5 148ページ
車両保険の支払対象となる事故を、火災・爆発・盗難・台風・洪水などの特約に定められた事故に限定する特約です。	5-6 149ページ
盗難によって生じた損害である場合には保険金をお支払いしない特約です。 (注) 対人・対物賠償責任保険の保険金はお支払いします。	5-7 150ページ
ご契約の自動車のホース部分を車両保険の補償対象としない特約です。	5-8 150ページ
事故によりご契約の自動車に損害が生じた場合 (車両保険の保険金の支払対象となる場合にかぎります。)に、修理などで自動車を使用できない期間など所定の支払対象期間のレンタカー費用をお支払いする特約です。	5-9 150ページ
ご契約の自動車が事故により走行不能となり、かつ、レッカー車などで運搬された場合(車両保険の保険金の支払対象となる場合にかぎります。)に負担した所定の宿泊・移動費用をお支払いする特約です。 ●宿泊費用の支払限度額　1事故1被保険者につき　1万円 ●移動費用の支払限度額　1事故1被保険者につき　2万円	5-10 152ページ
相手自動車との衝突事故で車両保険の保険金をお支払いした場合でも、事故発生時にご契約の自動車の運転者に過失がなかったなど、一定の条件を満たしているときは、当社と締結する継続後のご契約の等級を決定するうえで、その事故がなかったものとして取り扱う特約です。	6-1 154ページ
ご契約期間中の1回目の等級ダウンの対象となる事故については等級すえおき事故として取り扱う特約です。事故が1回であれば当社と締結する継続後のご契約に同じ等級が適用されます。	6-2 155ページ

種類	特約名称	特約の付帯方法
その他の補償などに関わる特約	**他車運転特約**	自動セット すべてのご契約に必ず付帯されます。
	ファミリーバイク特約（人身）※	オプション
	ファミリーバイク特約（自損）※	オプション
	車両積載動産特約	オプション
	弁護士費用特約※	オプション
	個人賠償責任特約※	オプション
お手続きに関わる特約	**契約自動車の入替自動補償特約**	自動セット すべてのご契約に必ず付帯されます。
	安心更新サポート特約	自動セット 1～5等級のご契約など一部対象外となるご契約があります。
	継続うっかり特約 正式名称：継続契約の取扱いに関する特約	自動セット 原則としてご契約期間が1年以上のご契約に必ず付帯されます。

※記名被保険者またはそのご家族が、これらの特約を付帯した保険契約を既にご契約の場合、同じ特約を付帯すると補償が重複することがありますのでご注意ください。

自動セット：ご契約の内容により必ず付帯される特約

オプション：ご希望により付帯することができる特約

概　　要	約款番号 ページ
借用中の自動車を運転中の事故（対人・対物・車両）について、借用中の自動車をご契約の自動車とみなして、ご契約の自動車の契約内容に従い、保険金をお支払いする特約です。 （注1）「借用中の自動車」には、以下の自動車は含まれません。 ●記名被保険者、その配偶者またはこれらの方の同居の親族が所有または主に使用する自動車 ●自家用8車種以外の自動車 （注2）借用中の自動車の車両事故は、ご契約の自動車に車両保険の適用がある場合のみ、対物賠償保険金としてお支払いします。ただし、ご契約の車両保険で支払対象となる事故にかぎります。 （注3）借用中の自動車の保険に優先してお支払いすることができます。	6-3 156ページ
記名被保険者とそのご家族が125cc以下のバイクを運転中などの事故を補償する特約です。 （注1）対人・対物賠償事故、人身傷害事故のみ補償されます。 （注2）運転者限定特約および運転者年齢条件特約は適用されません。	6-4 158ページ
記名被保険者とそのご家族が125cc以下のバイクを運転中などの事故を補償する特約です。 （注1）対人・対物賠償事故、自損傷害事故のみ補償されます。 （注2）運転者限定特約および運転者年齢条件特約は適用されません。	6-5 161ページ
盗難や偶然な事故などによりご契約の自動車に損害が生じ、その事故などによって自動車に積載中の動産に生じた損害に対して保険金をお支払いする特約です。 盗難の場合は、ご契約の自動車の盗難と同時に発生したときにかぎり補償の対象となります。 【保険金額】　1事故につき　30万円	6-6 168ページ
自動車事故などの被害事故に関する損害賠償請求のために必要な弁護士費用や、弁護士などへの法律相談費用などを保険金としてお支払いする特約です。 （注）業務に使用する財物（ご契約の自動車を除き、ご契約の自動車以外の自動車を含みます。）の被害は対象外です。	6-7 173ページ
記名被保険者とそのご家族の日常生活における偶然な事故で、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いする特約です。 【保険金額】　無制限　●示談交渉サービス付	6-8 178ページ
ご契約の自動車を手放され、新たに自動車（車両入替の対象の自動車にかぎります。）を取得されて、入替のお手続きをお忘れになった場合に、取得された日の翌日から30日以内にご契約の自動車との入替の通知を行い当社が受領したときにかぎり、その間の事故を補償する特約です。	9-1 235ページ
所定の通知締切日までに当社またはお客さまのいずれか一方から安心更新サポートを適用しない旨の意思表示がない場合は、一定の条件にもとづき保険契約を更新する特約です。	9-2 236ページ
お客さまの事情によらない理由により継続手続きがなされていない場合など、一定の条件を満たしていれば、ご契約満期日の翌日から30日以内にお手続きいただくことにより、満期日と同一の内容で継続されたものとしてご契約いただける特約です。 （注）安心更新サポートが優先して適用されます。	9-3 239ページ

3 保険金をお支払いできない主な場合

次に掲げる損害に対しては保険金をお支払いできません。詳しくは普通保険約款・特約条項の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されていますので、ご確認ください。

対人賠償責任保険・対物賠償責任保険

■ご契約者または被保険者などの故意によって生じた損害
■台風・洪水・高潮・地震・噴火・津波・戦争・外国の武力行使・暴動・核燃料物質などによって生じた損害
■被保険者が第三者と約定した加重賠償責任により生じた損害
■次のいずれかに該当する方の生命または身体が害された場合に、それによって被保険者が被った損害
・記名被保険者
・ご契約の自動車を運転中の方またはその父母、配偶者（内縁を含みます。以下同様とします。）もしくは子
・被保険者の父母、配偶者または子
・被保険者の業務（家事を除きます。以下同様とします。）に従事中の使用人
・被保険者の使用者の業務に従事中の他の使用人（ただし、被保険者がご契約の自動車をその使用者の業務に使用している場合にかぎります）。ただし、ご契約の自動車の所有者が個人の場合は補償される場合があります。
■次のいずれかに該当する方の所有・使用または管理する財物が滅失、破損または汚損された場合に、それによって被保険者が被った損害
・記名被保険者
・ご契約の自動車を運転中の方またはその父母、配偶者もしくは子
・被保険者またはその父母、配偶者もしくは子

など

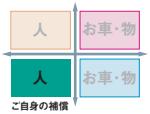

人身傷害補償保険

■地震・噴火・津波・戦争・外国の武力行使・暴動・核燃料物質などによって生じた損害
■被保険者の故意などによってその本人について生じた損害
■異常かつ危険な方法で自動車に搭乗中の方に生じた損害
■被保険者が、正当な権利を有する方の承諾を得ないで自動車に搭乗中に生じた損害
■無免許運転・酒気を帯びた状態での運転・麻薬などの影響を受けた状態での運転により、その本人について生じた損害
■被保険者の闘争行為・自殺行為または犯罪行為によってその本人について生じた損害（その方の受け取るべき金額部分）
■保険金を受け取るべき方の故意などによって生じた損害（その方の受け取るべき金額部分）
■他の自動車に競技・曲技・試験のために搭乗中に生じた損害

など

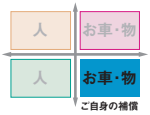

車両保険

■ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方などの故意によって生じた損害
■無免許運転・酒気を帯びた状態での運転・麻薬などの影響を受けた状態での運転により生じた損害
■地震・噴火・津波・戦争・外国の武力行使・暴動・核燃料物質などによって生じた損害
■詐欺または横領によって生じた損害
■故障損害
■差押えなど国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害
■ご契約の自動車に存在する欠陥・摩滅・腐しょく・さび・その他の自然消耗
■タイヤ単独の損害（火災・盗難を除きます。）およびご契約の自動車に定着されていない付属品単独の損害（火災を除きます。）
■法令により禁止されている改造を行った部分品に生じた損害

など

【補償される運転者の範囲】

■年齢条件
運転者年齢条件特約が付帯されている場合、次のいずれかの方のうちご契約の運転者年齢条件を満たさない方が運転中の事故に対しては保険金をお支払いできません。
①記名被保険者
②記名被保険者の配偶者
③記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
④上記①～③の方の業務に従事中の使用人
⑤ご契約の自動車の所有者が法人である場合で、記名被保険者がその法人の役員となっているときには、その法人の業務に従事中の使用人

■運転者限定
運転者限定特約が付帯されている場合、限定運転者以外の方が運転中の事故に対しては保険金をお支払いできません。

保険料のお支払いについて

保険料につきましては、以下のようなお支払い方法があります。

【保険料一括払特約または保険料分割払特約によりお支払いいただく場合】

口座振替払	分割払	ご契約期間の初日の属する月の翌月の払込期日（金融機関所定の振替日※1が払込期日となります。）を第1回保険料払込期日とし、以降毎月の払込期日に、保険料を口座振替により合計12回お支払いいただく方法です。 保険料は一括払に比べて5%増となっています。
	一括払	ご契約期間の初日の属する月の翌月の払込期日（金融機関所定の振替日※1が払込期日となります。）を保険料払込期日とし、保険料を口座振替により一括してお支払いいただく方法です。
払込票払	一括払	ご契約後、ご契約者に送付する払込票※2を、ゆうちょ銀行、当社所定のコンビニエンスストア、またはPay-easy（ペイジー）利用可能な銀行・信用金庫・信用組合・労働金庫などにお持ちいただき保険料をお支払いいただく方法です。 なお、払込期日はご契約期間の初日の属する月の翌月末となります。

※1　原則26日となります。ただし、26日が休日などにあたる場合や金融機関によって振替日が異なる場合があります。

※2　払込票は保険証券とは別にお届けします。

（注）団体扱契約、集団扱契約、保険料分割払特約（大口口座振替）、保険料分割払特約（大口）などは、上記と保険料のお支払い方法が異なります。詳しくは取扱代理店または当社にお問い合わせください。

上記のほか、ご契約者名義のクレジットカードによって、ご契約時に保険料をお支払いいただくクレジットカード払などがあります。

口座振替のお手続き方法やご使用いただけるカードの種類など、詳しくは取扱代理店または当社にお問い合わせください。

ご契約時にご注意いただきたいこと

1.ご契約時にお申し出いただく内容

ご契約時にお申し出いただいた内容が事実と相違している場合、保険契約が解除されたり、保険金をお支払いできなかったりすることがありますのでご注意ください。

❶ 総契約台数

お客さまが所有し、かつ、使用する自動車の総契約台数※により、ノンフリート契約またはフリート契約として取り扱い、保険料やご契約条件が異なります。ご契約時には正確な総契約台数をお知らせください。

※「総契約台数」とは、ご契約者が自らを記名被保険者として契約する保険期間1年以上のご契約の自動車の合計台数をいいます。総契約台数には、当社でのご契約に加え、当社以外（共済を除きます。）でのご契約も含みます。

❷ 記名被保険者

ご契約の自動車を主に使用される方を記名被保険者としてください。補償の対象となる方の範囲を決めるための重要事項となります。

❸ 自動車の主な使用目的

次の基準をもとに使用目的を設定してください。自動車の使用目的により保険料が異なります。

なお、ご契約後に自動車の主な使用目的が変更になった場合には、ただちに取扱代理店または当社にご連絡ください。

基　準	使用目的
ご契約の自動車を定期的に、かつ、継続して※業務（仕事）にも使用する場合	▶ 業務使用
「業務使用」に該当せず、ご契約の自動車を定期的に、かつ、継続して※通勤・通学（最寄り駅などへの送迎を含みます。）にも使用する場合	▶ 通勤・通学使用
「業務使用」および「通勤・通学使用」のいずれにも該当しない場合	▶ 日常・レジャー使用

※「定期的に、かつ、継続して」とは、「年間を通じて週5日以上または月15日以上」の使用頻度をいいます。

❹ 記名被保険者の運転免許証の色・免許更新年月

ご契約期間の初日時点で保有されている運転免許証の色・免許更新年月をご確認ください。

ゴールド免許割引

・ご契約期間の初日時点で、記名被保険者が保有している運転免許証の色がゴールドである場合、「ゴールド免許割引」として保険料を割り引きます。
また、免許の更新期間中にご契約期間の初日がある場合で、次のいずれかの条件を満たしているときは運転免許証の色がブルーでもゴールド免許割引を適用します。
①免許を更新すればゴールド免許を所持できるが、ご契約期間の初日時点で免許を更新していない場合
②免許を更新しなければゴールド免許を所持していたが、ご契約期間の初日時点で免許を更新していた場合

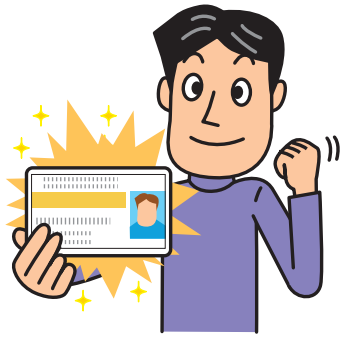

❺ 自動車の用途・車種、型式

ご契約の自動車の用途・車種、型式により、保険料が異なります。自動車の用途・車種、型式については、自動車検査証などでご確認ください。

❻ 自動車の初度登録年月

ご契約の自動車の初度登録年月をご確認ください。

新車割引

ご契約の自動車が自家用普通乗用車・自家用小型乗用車で、ご契約期間の初日の属する年月が自動車検査証などに記載の初度登録年月から25か月以内の場合、「新車割引」として保険料を割り引きます。

（注）登録番号標のない構内専用車などについては、この割引は適用できません。

❼ 自動車の安全装置などの有無

ご契約の自動車の安全装置などの有無をご確認ください。一定の条件を満たす安全装置などがある場合は、保険料を割り引きます。

❽ 危険物積載の有無

ご契約の自動車に危険物を積載することがある場合や、危険物を積載した自動車をけん引することがある場合は、取扱代理店または当社にお知らせください。
積載する危険物や積載量により、保険料が割増となることがあります。

❾ 前契約の有無・事故の有無

ご契約期間の初日から過去13か月以内に自動車保険（当社以外の保険会社・共済を含みます。）を締結している場合やそのご契約期間中に事故があった場合は、取扱代理店または当社にお知らせください。ノンフリート等級や保険料が変更となる場合があります。

2.運転者年齢条件の設定

次の（1）～（5）のいずれかの方の中で、ご契約の自動車を運転する可能性のある最若年の方の年齢によって下表の①～⑥の契約方法よりお選びください。設定された年齢条件の年齢よりも若い方が運転された場合には保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

（1）記名被保険者
（2）記名被保険者の配偶者（内縁を含みます。以下同様とします。）
（3）記名被保険者またはその配偶者の同居の親族
（4）上記（1）～（3）の方の業務に従事中の使用人
（5）ご契約の自動車の所有者が法人である場合で、記名被保険者がその法人の役員となっているときには、その法人の業務に従事中の使用人

○：補償されます　×：補償されません

契約方法＼運転される方の年齢	20歳以下	21～23歳	24～26歳	27～29歳	30～34歳	35歳以上
①全年齢補償	○	○	○	○	○	○
②21歳以上補償	×	○	○	○	○	○
③24歳以上補償	×	×	○	○	○	○
④27歳以上補償	×	×	×	○	○	○
⑤30歳以上補償	×	×	×	×	○	○
⑥35歳以上補償	×	×	×	×	×	○

3.運転者範囲の設定

次の契約方法のいずれかをお選びいただくことで、運転される方の範囲を限定することができます。

限定された運転者以外の方が運転中に事故を起こされた場合は保険金をお支払いできませんので、運転される方をご確認のうえお選びください。

契約方法	概　要
運転者家族限定	ご家族※以外の方が運転中の事故に対しては保険金をお支払いしません。
運転者「本人・配偶者」限定	「記名被保険者またはその配偶者」以外の方が運転中の事故に対しては保険金をお支払いしません。

※「ご家族」とは、以下の方をいいます。
① 記名被保険者
② ①の配偶者
③ ①または②の同居のお子さまおよび同居の親族
④ ①または②の別居の未婚のお子さま

4.その他適用できる割引など

ノンフリート多数割引

ご契約期間の初日において、ご契約者が次のいずれかの方を記名被保険者として3台以上の自動車を1保険証券でご契約になる場合には、「ノンフリート多数割引」としてご契約になる台数に応じて保険料を割り引きます。

- 保険契約者
- 保険契約者の配偶者
- 保険契約者またはその配偶者の同居の親族
- リース業者が保険契約者となる場合はそのリースカーの借主

ご契約台数	割引率
3台以上5台以下	3%
6台以上	5%

（注）複数証券でご契約になる場合でも、一定の条件を満たしたときにはこの割引が適用されます。
詳しくは、取扱代理店または当社にお問い合わせください。

長期優良割引

次の条件をすべて満たすご契約の場合、「長期優良割引」として保険料を5%割り引きます。

- 新たなご契約（新契約）が20等級のノンフリート契約であること
- 前契約の等級が20等級であり、過去1年間無事故であること
  ※等級すえおき事故は無事故とみなします。
  ※等級プロテクト特約 6-2（155ページ）により等級すえおき事故として取り扱われる事故は無事故とみなしません。
  （注）前契約のご契約期間が1年未満または1年超である場合は、取扱代理店または当社にお問い合わせください。

複数所有新規割引（セカンドカー割引）

既に11等級以上のご契約（他の自動車のご契約）があり、新たなご契約（新契約）が次の条件をすべて満たす場合、7（S）等級でご契約いただけます。

- 新契約および他の自動車のご契約の自動車が次の用途・車種であること

自家用乗用車（普通・小型・軽四輪）
自家用貨物車（小型・軽四輪）
自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下・0.5トン超2トン以下）
特種用途自動車（キャンピング車）

- 他の自動車のご契約（損保ジャパン以外のご契約を含みます。）の等級が11～20等級であること
- 新契約の記名被保険者および車両所有者が個人であり、かつ、それぞれ次のいずれかに該当すること

新契約の記名被保険者
・他の自動車のご契約の記名被保険者 ・他の自動車のご契約の記名被保険者の配偶者 ・他の自動車のご契約の記名被保険者またはその配偶者の同居の親族

新契約の車両所有者
・他の自動車のご契約の車両所有者 ・他の自動車のご契約の記名被保険者 ・他の自動車のご契約の記名被保険者の配偶者 ・他の自動車のご契約の記名被保険者またはその配偶者の同居の親族

中断特則

有効期間内の中断証明書（損保ジャパン以外の保険会社が発行したものを含みます。）をお持ちで、一定の条件を満たす場合は、当社規定に従い、中断後の新たなご契約に対して、中断前のご契約の等級を適用することができます。詳しくは取扱代理店または当社にお問い合わせください。

5.保険料の主な決定要素

自動車保険の保険料は前記の割引や補償条件の他に、主に以下の要素により決定されます。

❶ 等級

過去の保険事故歴に応じてお客さまごとに等級が設定され、それにより保険料は割引または割増になります。詳しくは43ページをご確認ください。

❷ 料率クラス

自家用乗用車（普通・小型）の保険料体系は、対人賠償・対物賠償・傷害（搭乗者傷害・人身傷害）・車両の補償内容ごとの「型式別料率クラス制度（1～9クラス）」により細分化され、自動車の型式ごとの損害率を反映するものとなっています。この料率クラスは、過去の損害率により毎年1回見直しを行っているため、お客さまご自身が事故を起こされておらず、補償内容が前年と同一の場合でも、料率クラスが上がると、保険料は前年より高くなることがあります。

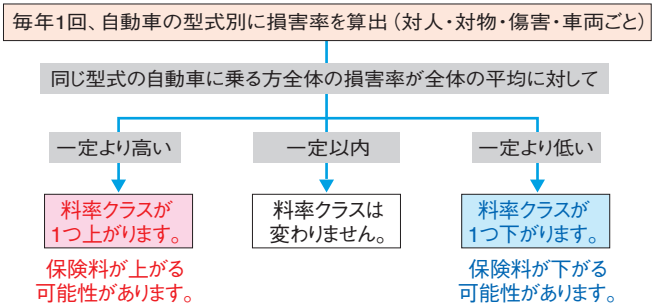

❸ 保険料の料率改定

全国の自動車保険の収支状況により、保険料の見直しを行うことがあります。お客さまご自身が事故を起こされておらず、補償内容が前年と同一の場合でも、保険料は前年と異なることがあります。

6.団体扱・集団扱

団体扱特約・集団扱特約は、団体・集団などと当社の間で集金事務の委託契約を交わしている場合で、ご契約者・記名被保険者・車両所有者がそれぞれ下表のご加入条件に該当するときのみ付帯できます。なお、ご契約後に下表に該当しなくなった場合は、取扱代理店または当社にご連絡ください。

		ご加入条件 （団体扱・集団扱の対象となる方）	ご注意　団体扱・集団扱の対象とならない方の例
ご契約者 右記に該当する方ご本人のみが対象となります。（ご家族などは対象外）	団体扱	団体（企業など）に勤務し、その団体から毎月給与の支払いを受けている方（ご本人）※ など	・団体から給与の支払いを受けていない方（ご家族、他団体からの出向者、派遣の方など） ・団体に勤務していない方（ご家族、取引業者、下請業者など） ・団体に引き続き雇用される期間が1年未満の方（アルバイト・臨時雇の方など） ・【団体の制度で退職者が対象となっていない場合】団体を退職された方※ など
	集団扱	次のいずれかに該当する方 ・集団の構成員（役員・従業員を含みます。） ・集団を構成する集団の構成員（役員・従業員を含みます。） ・集団	・左記の集団扱の対象となる方の「ご家族」 ・集団の構成員でない方（取引業者など） など
記名被保険者 車両所有者 ご家族などの場合、ご契約者との続柄にご注意ください。		次のいずれかに該当する方 ・ご契約者ご本人 ・ご契約者の配偶者 ・ご契約者またはその配偶者の同居の親族 ・ご契約者またはその配偶者の別居の扶養親族	・別居の結婚しているお子さま ・別居の扶養していないご父母 ・別居の就職しているお子さま など

※ 団体によっては、退職者や系列会社に勤務されている方なども対象となる場合があります。
（注）ご加入条件について、詳しくは取扱代理店または当社にお問い合わせください。

ご契約後にご注意いただきたいこと

1.ご契約内容の変更

ご契約後に、次のような事実が発生した場合はただちに取扱代理店または当社にご通知ください。

ご通知がない場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがありますのでご注意ください。また、ご通知の内容によっては、保険料が変更になることがありますのであらかじめご了承ください。

ご通知が必要な場合		
 ①用途・車種、登録番号（車両番号）の変更	 ②使用目的の変更	 ③競技・曲技・試験などへの使用や、これらを目的とした場所での使用
 ④危険物の積載やそれらを積載した自動車のけん引	 ⑤ご契約の自動車を主に使用する方の変更	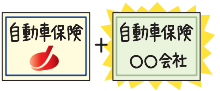 ⑥他の保険契約（共済契約を含みます。）の締結
 ⑦自動車の改造、付属品の装着・取り外しで自動車の価格が変わる場合	 ⑧ご契約者の住所変更	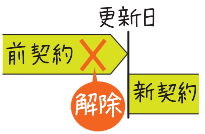 ⑨前契約の解除
⑩その他、保険証券・契約申込書記載事項の変更		

2.自動車の譲渡

ご契約期間の中途で、ご契約の自動車を譲渡された場合、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務は譲受人には移りません。

保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を譲渡される場合は、ただちに取扱代理店または当社にご通知のうえ、手続きをおとりください。手続きをおとりになるまでの間に生じた損害または傷害に対しては、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

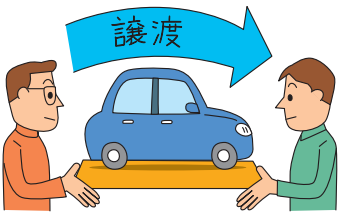

3.自動車の入替

ご契約の自動車と同一範囲の用途・車種（100ページ＜別表Ⅱ＞）の自動車を新たに取得した場合には、ただちに取扱代理店または当社にご連絡ください。

新たに取得した自動車で生じた事故を補償するには、次の①または②のいずれかの手続きが必要です。

①取得した自動車に新たな保険をご契約いただく
②ご契約の自動車との車両入替手続きにより、ご契約を有効に存続させる

この手続きをされるまでの間に、新たな自動車で生じた事故は補償されませんのでご注意ください。

（注）ご契約の自動車を廃車、譲渡またはリース業者へ返還した場合や、上記②の手続きによって無保険となった自動車に対しても保険の手当てが必要な場合には、別途入替の手続きを行うことができるときがあります。詳しくは取扱代理店または当社にお問い合わせください。

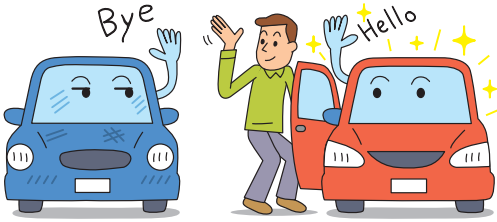

もしも、入替の申出を忘れてしまったら・・・

［自動車の入替における自動補償］
（契約自動車の入替自動補償特約 9-1（235ページ） 自動セット ）
ご契約の自動車と同一範囲の用途・車種（100ページ＜別表Ⅱ＞）の自動車を新たに取得した日（取得日といいます。）の翌日から30日以内に、ご契約の自動車との入替手続きを行った場合には、取得日からお申出日※までの間も、新たに取得した自動車をご契約の自動車とみなして補償します。

（注）ご契約の自動車を廃車、譲渡またはリース業者へ返還される場合にかぎります。

〈例〉1月1日に新たに自動車を取得したが、お申出が1月20日となった場合

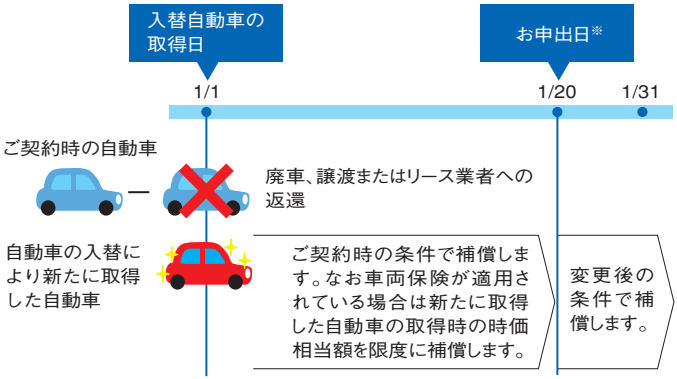

※自動車の入替について当社が通知を受けた日

（注）自動補償されるのは新たに取得した自動車の取得日以降となります。取得日が客観的資料により確認できない場合は、自動車検査証などに所有者の氏名が記載された日または登録識別情報制度により所有者として登録された日以降となります。

4.ご契約の解約

ご契約を解約される場合には、取扱代理店または当社にご連絡ください。当社の定めるところにより計算した保険料を追加請求し、または返還します。
詳しくは、解除の場合の保険料の取扱い一覧（245ページ）をご確認ください。

解約後でも保険料が口座から引き落とされることがあります

お支払いいただくべき保険料の未払込分がある場合、解約日以降に保険料をお引き落とします。なお、この保険料がお引き落としできない場合には、解約日または解約日より前の日付に遡ってご契約を解除することがあります。この場合、7等級以上のノンフリート等級が次の契約へ継承できなくなりますので、ご注意ください。

〈例〉1月1日始期の契約を5月20日に解約された場合

保険契約の解約日は5月20日ですが、口座振替の停止月を解約日以降に設定した場合、解約日以降の口座振替日に保険料が引き落とされます。

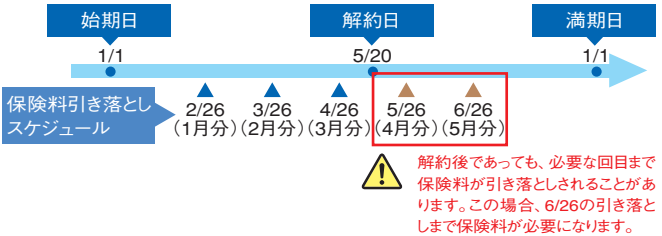

5.保険金支払い後の保険金額

保険金のお支払いが何回あっても保険金額は減額されず、ご契約は満期日まで有効です。

6.ご契約者が死亡された場合

ご契約者が死亡された場合は、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務がご契約者の死亡時の法定相続人に移転します。

7.保険金または損害賠償額の代理請求

被保険者または損害賠償請求権者に保険金または損害賠償額を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち一定の条件を満たす方が、代理人として保険金または損害賠償額を請求できることがあります。詳しくは取扱代理店または当社にお問い合わせください。

8.ノンフリート等級別料率制度

ノンフリートのご契約では、1等級から20等級までの等級区分により保険料が割引・割増となる等級別料率制度を適用しています。

【初めてご契約になる場合】

①初めてご契約になる場合は、6(S) 等級からのスタートとなります。

年齢条件	全年齢	21歳以上	24歳以上	27歳以上	30歳以上	35歳以上
割増(%)	30%	10%		0%		

②11等級以上のご契約に既に加入されている方が、2台目以降の自動車を新たにご契約になる場合で、用途・車種など一定の条件を満たすときにかぎり、「複数所有新規割引」として7(S)等級からのスタートになります。

年齢条件	全年齢	21歳以上	24歳以上	27歳以上	30歳以上	35歳以上
割増引(%)	10%割増	10%割引		30%割引		

(注)運転者の年齢条件により、上表の割増引となります。

【継続でご契約になる場合】

翌年度のご契約は、1年間無事故の場合、1等級上がり、最高20等級が適用されます。事故を起こされた場合、事故件数1件につき3等級下がります。ただし、自動車の運行に関係のない事故などの場合は「ノーカウント事故」や「等級すえおき事故」として取り扱うことがあります。なお、記名被保険者が変更となった場合でも、同居の親族間などの一定の範囲内であるときは等級を継承できることがあります。

(注1)前契約の満期日または解約日以降その翌日から起算して7日以内をご契約期間の初日とする新たな保険を契約されない場合は原則として7等級以上の等級を引き継ぐことができませんのでご注意ください。

(注2)前契約(当社契約にかぎります。)が1年未満の短期契約であっても、前々契約と通算して1年間無事故で満期を迎えられた場合など一定の条件を満たすときは次契約の等級が1等級上がります。

(注3)満期日の翌日から180日以内にご契約のお申出をいただいた場合には一定の条件を満たしているときにかぎり、満期時にご継続されたときと同様に等級を定めることができます。ただし新たな契約(新契約)の初日はお申出日以降となりますので、お申出日までに生じた事故は補償されません。

(注4)前契約が解除された場合には7等級以上の等級は継承できません。なお、ご契約締結後に前契約が解除された場合も同様とします。(この場合、等級の訂正により差額保険料をいただくことになりますのでご注意ください。)

(注5)当社から他の保険会社などに移行した場合における事故件数の数え方は、他の保険会社などの規定によります。

(注6)前契約のご契約期間が1年未満または1年超である場合は、取扱代理店または当社にお問い合せください。

〈例〉ご継続前のご契約の等級が10等級の場合

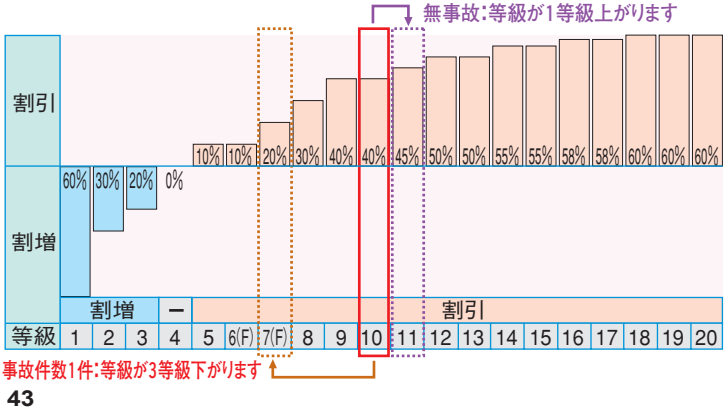

（注）等級別料率制度において、下記の事故についてはその取扱いが異なりますのでご注意ください。

❶ノーカウント事故

次の補償に関する事故、またはこれらの組み合わせの事故の場合は、次回契約時の等級適用の際に事故が無かったものとして取り扱います。（現在のご契約の等級から1等級上がります。）

〈例〉

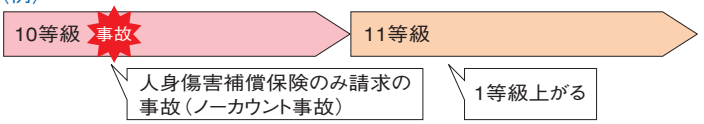

- 搭乗者傷害特約　●人身傷害補償保険　●無保険車傷害特約
- 事故時代車費用特約　●宿泊・移動費用特約　●人身犯罪被害事故特約
- 人身家族おもいやり特約　●安全運転教育費用特約
- ファミリーバイク特約　●傷害保険特約　●弁護士費用特約
- 個人賠償責任特約　●疾病保険特約　●がん保険特約
- 搭乗中の犯罪被害傷害特約
- 対人賠償保険の臨時費用保険金のみのお支払い

（注1）車両無過失事故に関する特約 6-1 （154ページ）により、無事故として取り扱う事故は、ノーカウント事故として取り扱います。

（注2）前契約のご契約期間が1年超である場合は、取扱いが上記と異なるときがありますので、取扱代理店または当社にお問い合せください。

❷等級すえおき事故

次の（1）かつ（2）に該当する場合は、次回契約時の等級適用の際に等級が下がらず、すえおきとなります。（現在のご契約の等級と同じ等級になります。）

〈例〉

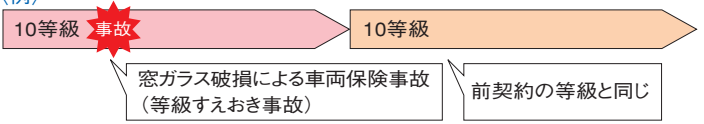

（1）下記の補償に関する事故、またはこれらの組み合わせの事故であること
- 車両保険　●リースカーの車両費用保険特約　●車両積載動産特約
- 個人情報対策費用特約　●積載中の売上金盗難特約

＋

（2）事故発生原因が下記のいずれかに該当する事故であること
- 火災または爆発（他物との衝突・接触、転覆または墜落により生じた事故を除きます。）
- 盗難　●騒じょう、または労働争議に伴う暴力行為または破壊行為
- 台風、たつ巻、洪水または高潮
- 落書・いたずらなどのご契約の自動車に対する直接の人為的行為
- 窓ガラスの破損
- 飛来中または落下中の他物との衝突
- 上記の他偶然な事故によって生じた損害（他物との衝突・接触、転覆または墜落により生じた事故を含めません。）

（注1）「等級プロテクト事故」（等級プロテクト特約 6-2 （155ページ）により、等級がすえおかれる事故をいいます。）は、等級すえおき事故として取り扱います。

（注2）「等級すえおき事故」と「ノーカウント事故」の組み合わせの事故は、等級すえおき事故として取り扱います。

（注3）前契約のご契約期間が1年超である場合は、取扱いが上記と異なることがありますので、取扱代理店または当社にお問い合せください。

9.安心更新サポート

一部のご契約を除き安心更新サポート特約 9-2 （236ページ）が、必ず付帯されます。この特約では、ご契約の更新の際に万が一お客さまとご連絡がとれない場合には、以下の通知締切日までに当社またはお客さまのいずれかから申出がないかぎり、前年と同条件※にて自動的にご契約を更新します。更新を希望されない場合には、通知締切日までに必ず取扱代理店または当社にご連絡ください。

通知締切日は、下表のとおりご契約の満期日により異なります。

保険契約の満期日	通知締切日
毎月1日～15日	満期日前月の10日
毎月16日～末日	満期日前月の25日

※車両保険の保険金額については、更新時のご契約の自動車の市場販売価格相当額とさせていただきます。また、ご契約の内容により、その他の契約条件も一部変更させていただく場合があります。

〈例〉1月1日始期のご契約の場合

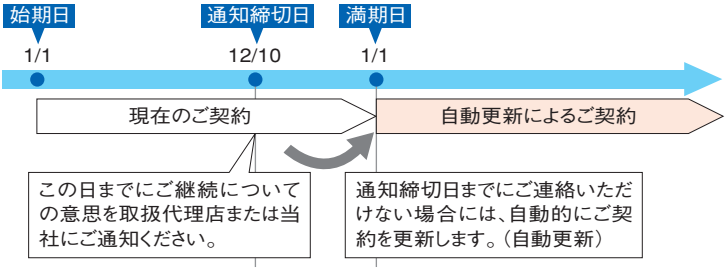

10.ご契約を中断される場合（「中断特則」について）

ご契約の自動車の廃車、譲渡、リース業者への返還、車検切れ、盗難、災害または記名被保険者の海外渡航などに伴い、一時的にご契約を中断される場合、ご請求により「中断証明書」を発行することができます。これにより一定の条件を満たす場合は、当社規定に従い、中断後の新たなご契約に対して、中断前のご契約の等級を適用することができます。詳しくは、取扱代理店または当社にお問い合わせください。

（注）原則として、ご契約の中断日（ご契約の解約日または満期日）から13か月以内に取扱代理店または当社にご請求がない場合には、「中断証明書」を発行することができませんので、ご注意ください。なお、ご契約が解除された場合は「中断証明書」を発行することができません。

11.保険料不払い時の取扱い

保険料払込期日※1の翌月末までに保険料（分割払の場合は分割保険料）のお支払いがない場合は、払込期日の翌日（初回保険料の場合はご契約期間の初日）以降に発生した事故に対しては保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

ただし、保険料のお支払いがなかったことについてご契約者の故意や重大な過失※2がなかったと当社が認めた場合は、払込猶予期間を払込期日の翌月末から翌々月の25日まで延長します。

※1「払込期日」については「保険料のお支払いについて」（33ページ）をご確認ください。
※2「重大な過失」とはご契約において、過去にも口座振替の再請求に対して残高不足により引き落としができなかったことがある場合などをいいます。

【保険料の払込猶予期間】

「重大な過失」なしの場合	「重大な過失」ありの場合
払込期日の翌々月25日	払込期日の翌月末

なお、払込猶予期間中に保険料をお支払いいただけない場合は、払込期日（初回保険料の場合には保険始期日、第2回目以降の分割保険料の場合には、その保険料を払い込むべき払込期日またはご契約期間の末日のいずれか早い日）から保険契約を解除することがあります。

また、2回連続して分割保険料をお支払いいただけない場合は、2回目の不払いとなった払込期日またはご契約期間の末日のいずれか早い日から保険契約を解除することがあります。

〈例〉 払込猶予と保険契約の関係（分割払契約で「重大な過失」なしの場合）

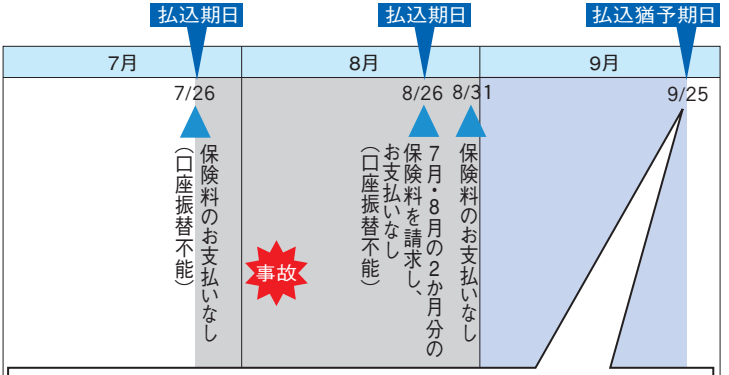

7月26日に払い込むべき保険料のお支払いが9月25日までになかった場合、7月の払込期日の翌日（7月27日）以降に発生した事故に対しては保険金をお支払いできません。なお、初回保険料のお支払いがない場合は、ご契約期間の初日から保険金をお支払いできません。

（注）団体扱契約、集団扱契約などは上記と取扱いが異なります。詳しくは取扱代理店または当社にお問い合わせください。

詳しくは、保険料のお支払いに関わる特約（185ページ以降）をご確認ください。